



防災マニュアル

～災害から命を守るために～

【地区内対応行動指針】



令和2年4月

清原地区防災会

災害発生時の防災体制図

宇都宮市災害対策本部

連携



情報収集・提供

清原地区災害対策本部

＜清原地区市民センター内＞ 電話667-5696

清原地区災害対策本部の構成

清原地区防災会／清原地区自治会連合会／清原地区自治公民館連絡協議会
清原地域振興協議会／宇都宮市消防団清原分団／清原地区市民センター

清原地区災害対策本部の設置

●地震

震度5弱以上の地震発生で、地域防災拠点として清原地区市民センター内に清原地区災害対策本部を設置する。

●大雨・暴風・大雪

大雨・暴風・大雪などにより、宇都宮市から警戒レベル3の「避難情報」以上が発令されたときは、清原地区市民センター内に清原地区災害対策本部を設置する。

災害情報収集



指示・伝達

指示



連携

自治会長

- ①災害情報の収集・報告，住民の安否確認
- ② 災害時要援護者の状況確認

清原地区内小中学校・災害時指定
避難清原工業団地総合管理組合

清原地区国際交流会

相互連携

栃木県国際交流協会

民生児童委員・福祉協力員
(災害時要援護者情報等)

相互連携

地域包括支援センター清原

災害情報収集



発信

班長

被災者の有無確認，被災状況等の
確認・報告

清原地区内の避難所と備蓄倉庫



地区内の避難所

No.	名称・所在地	電話番号	主な避難対象自治会等※
1	清原中学校（鑑山町 231）	667-0101	竹下町、鑑山町、清原
2	清原中央小学校（道場宿町 848）	667-0106	道場宿町、満美穴町、ゆいの杜地区、清原台1～4丁目
3	清原南小学校（上籠谷町 1401）	667-0516	上籠谷町、朝日ヶ丘、桑島町
4	清原北小学校（板戸町 1765）	667-0780	板戸町 ※備蓄避難所指定
5	清原東小学校（氷室町 1713-1）	667-0515	氷室町、光ヶ丘、清原台5～6丁目
6	清原地区市民センター（清原工業団地 15-4）	667-5696	帰宅困難者ほか、地区内全域を対象に随時対応
7	清原体育館（清原工業団地 14）	667-1227	帰宅困難者ほか、地区内全域を対象に随時対応

※避難対象自治会はあくまで目安であって避難対象者を限定するものではありません。

1-5

地区内の備蓄保管場所

No.	名称	所在地	所轄
1	清原台なかよし中央公園防災倉庫	清原台4丁目	清原地区防災会所管
2	清原地区市民センター	清原工業団地15-4	清原地区防災会所管
3	清原北小学校(備蓄避難所指定)	板戸町1765	宇都宮市危機管理課所管
4	清原南小学校(備蓄避難所指定)	上籠谷町1401	宇都宮市危機管理課所管
5	宇都宮市東消防署清原分署	清原工業団地3-3	宇都宮市危機管理課所管

1-8

市が指定する土砂災害警戒域の一時避難場所

No.	名称	所在地	電話番号
1	河岸組集会所	板戸町498	——
2	板戸町集落センター	板戸町1126-2	667-4228
3	板戸町集落センター分館	板戸町1243	——
4	道場宿町公民館	道場宿町1208-13	——
5	朝日ヶ丘公民館	鑑山町697-2	——
6	清原南小学校	上籠谷町1401	667-0516
7	桑島町公民館	桑島町812	——
8	清原地区市民センター	清原工業団地15-4	667-5696



災害時緊急連絡先一覧

No.	名称	所在地	電話番号
1	清原地区市民センター	清原工業団地15-4	667-5696
2	宇都宮市東消防署清原分署	清原工業団地3-3	670-5590
3	宇都宮東警察署清原交番	ゆいの杜1-5-66	667-1100
4	地域包括支援センター清原	鑑山町1983	667-8222

『清原地区内防災マニュアル』 地区内対応行動指針

I 清原地区災害対策本部設置基準

- ◆ 次に掲げる場合に清原地区市民センター（以下「市民センター」という。）内に『清原地区災害対策本部』（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

1 震度5弱以上の地震が発生したとき。

2 大雨・暴風・大雪の場合で、宇都宮市から警戒レベル3以上の「避難情報」が発令されたとき。

3 次に掲げる自主避難の場合

(1) 土砂災害の恐れにより住民の自主避難が必要な場合で、土砂災害警戒区域を有する自治会長から清原地区防災会長（以下「防災会長」という。）に災害対策本部設置の要請があったとき。

《注釈1》土砂災害警戒区域を有する自治会長は、市が指定する土砂災害警戒区域の一時避難場所を開設し、自主避難者を受け入れることとする。

一時避難場所に対応困難な場合には、防災会長に災害対策本部の設置を要請するものとする。

(2) 台風や集中豪雨等により浸水及び洪水の恐れがあり、宇都宮市から自主避難のための避難所開設の指示があった場合。

《注釈2》宇都宮市の指示は避難所を開設したというものであって、市が発令する避難準備、避難勧告の避難情報ではないので、防災会長は避難誘導等について、消防団と緊密な連携を図りながら、住民への周知等、適時適切に対応するものとする。

II 清原地区災害対策本部への参集基準及び参集方法

1 参集基準

(1) Iに定める災害対策本部設置基準の事象により、災害対策本部が設置された場合に、防災会役員（会長、副会長、本部長、副本部長）及び市民センター所長は市民センターに参集するものとする。

(2) 防災会長は各自治会からの被災状況報告に基づき、役員及び市民センター所長と協議し、必要に応じて各自治会長又は各自治会で予め選出した災害対策担当者(1名)に参集要請をするものとする。

《注釈3》各自治会における被害状況が異なるため、防災会長からの要請により参集するものとし、被害がない自治会においても避難所運営に係る支援等の必要がある場合は防災会長からの参集要請に応えるものとする。

《注釈4》各自治会が予め選出する災害対策担当者は、連絡が取れないことも想定し2名以上を選出しておき、うち1名が災害対策本部に参集するものとする。

《注釈5》防災会役員及び市民センターにおいても、諸般の事情で必ずしも参集できるとは限らないため、予め代理者を決めておくことが望ましい。

2 参集方法

- (1) 災害対策本部に参集の連絡方法は、所定の自治会長電話連絡網によることとし、メール受信が可能な会長には確認のためメール発信も併せて行うものとする。

《注釈6》参集連絡方法が自治会長電話連絡網によることから、各自治会長は各災害対策担当者に連絡し、災害対策本部への参集を要請するものとする。

Ⅲ 災害対策本部の役割

1 災害対策本部の基本的役割は次に示すとおりである。

- (1) 災害情報の収集、住民安否確認
- (2) 地域防災拠点として行政機関と連携（宇都宮市、消防、警察など）
- (3) 避難支援活動の適切な実施・調整（避難所の開設、備蓄品の管理等）
- (4) 地域住民への情報提供
- (5) 災害時要援護者の安否確認・保護
- (6) その他、円滑な災害対策に係る調整業務等

2 災害対策本部の活動内容

◆ 災害対策本部に参集した各自治会長又は各自治会の災害対策担当者は、次のとおり班を編成し災害対策本部の運営にあたるものとする。

(1) 情報収集班

・各自治会の被災状況を取りまとめ地図に記載する。報告の取りまとめは各自治会を次の3地区に分けて行うものとする。

- ①北部地区→板戸町、満美穴町、ゆいの杜刈沼、ゆいの杜3・4丁目、ゆいの杜野高谷、ゆいの杜6丁目、ゆいの杜一本杉、道場宿町、竹下町
- ②中部地区→清原台1丁目～6丁目、光ヶ丘
- ③南部地区→鑑山町、清原、朝日ヶ丘、桑島町、上籠谷町、氷室町

(2) 避難所開設支援班

・支援班は市の指定避難所である管内小中学校への避難対象自治会を単位とし、小中学校に設置されている「避難者支援チーム」と連携協力して初期支援にあたる。

①清原中学校→竹下町、鑑山町、清原

②清原中央小学校→満美穴町、道場宿町、ゆいの杜刈沼、ゆいの杜 3・4 丁目、ゆいの杜野高谷、ゆいの杜 6 丁目、ゆいの杜一本杉、清原台 1 丁目～4 丁目

《注釈 7》 ゆいの杜地区の自治会は、令和 3 年 4 月から新設される小学校へ避難場所が変更になる予定

③清原南小学校→上籠谷町、朝日ヶ丘、桑島町

④清原北小学校→板戸町

⑤清原東小学校→氷室町、光ヶ丘、清原台 5 丁目～6 丁目

※ 参考

「避難者支援チーム」とは、各小中学校に、校長、副校長及び施設管理担当職員により構成されており、施設管理担当職員には教務主任が充てられている。

また、施設管理担当職員は、有事の際、避難者に専任で支援にあたる。

* 「避難者支援チーム」の役割

- ・施設管理担当→施設の被害確認、避難者への対応
- ・学級担任→児童生徒の避難誘導、負傷者の確認、家庭への連絡など
- ・学級担任以外の教職員→避難経路の確認、下校指導など
- ・養護教諭→負傷者への応急処置、救急車の要請、医療機関への連絡など

★平日の日中は、児童生徒への対応と避難者への対応が同時に求められる。

* 休日夜間の対応

- ・休日夜間の勤務時間外に災害が発生した場合は、支援チームや市職員が到着するまでの間は、近隣自治会(自主防災会)の協力者が支援主体となり、初期支援にあたる。

★近隣自治会(自主防災会)の協力者→体育館の鍵の保管者

(3) 防災行政無線 (MCA) 班

- ・防災行政無線を使用して、市の災害対策本部や地区内避難所と情報収集伝達を行う。

◎無線の呼出番号

- | | | |
|------------------|-------------|-------------|
| ・清原地区市民センター(233) | ・清原中学校(882) | |
| ・清原中央小(829) | ・清原南小(830) | ・清原北小(831) |
| ・清原東小(832) | ・清原体育館(899) | ・自治振興課(231) |

IV 自治会の役割

1 災害時の対応

(1) 災害対策本部が設置され、防災会長から参集の要請があった場合は、各自治会長は被災状況を災害対策本部に報告するものとする。

≪注釈 8≫各自治会からの被災状況報告は、当初は電話、FAX、メールによるものとし最終的に各自治会長又は予め選出した災害対策担当者が災害対策本部に参集するときに、別紙様式による「自治会等被災状況報告書」を災害対策本部に提出するものとする。

◎ 災害対策本部（清原地区市民センター内）への連絡方法

★電話 028-667-5696 ★FAX 028-667-9062

★メールアドレス：u2216@city.utsunomiya.tochigi.jp

(2) 避難所開設支援

① 市の指示による指定避難所（管内小中学校等）の運営支援

- ・市職員が避難所へ到着するまで、各学校では「避難者初期支援マニュアル」に基づいて対応することになっているため、各自治会（災害対策本部の避難所開設支援班）は学校の「避難者支援チーム」と連携協力し初期支援にあたるものとする。市職員到着後も必要に応じて引き続き協力するものとする。

② 市及び防災会（各自治会経由）からの要請による自主避難の場合

- ・基本的には災害時指定の避難所運営と同様の対応とする。
- ・市が指定する自主避難所の場所は必ずしも住居から近い場所とは限らないため、避難の有無の検討や一時的に公民館等の場所を避難場所として開館するなど臨機応変な対応が求められる。

2 平常時の対応

- ◆ 各自治会間で想定される災害が異なるため、清原地区全体として取り組むべき行動は示せないが、下記の項目を参考にし災害時の対応を自治会内で話し合い、行動内容を取り決めておくことをお勧めします。

(1) 避難所運営関連

- ・管内小中学校では、「学校への避難者初期支援ガイドライン」を踏まえ、地域住民が学校に避難してきた場合の受入れ手順など初期支援に関し「避難者初期支援マニュアル」を策定し、本マニュアルに沿って対応することとしている。又、近隣自治会とも連携協力して対応することともされている。

このため、近隣自治会長は災害時協力者として『体育館の鍵』の保管者となっている。

- ① 各学校と近隣自治会との情報共有化や、避難所開設にあたっては行政側の到着前後における学校と自治会の役割分担など避難所運営に係る様々な課題について、年に数回話し合いの場を設けるよう努めるものとする。
- ② 学校等の避難所のほか、自治公民館、公園等の身近に一時的に避難できる場所の確保と住民への周知を図ることも必要である。

(2) 自治会内での事前準備

① 災害時連絡網の作成及び役割分担の確認

- *自治会役員以外にも災害時支援メンバーの事前登録を依頼することも必要である。
- *自治会内で医療関係資格者を事前に把握し協力者として確保することも公民館等での一時避難に有効である。(例：看護師、薬剤師など)
- *備蓄品の確保→計画的に確保することが望ましい。
- *ライフライン遮断時の対応(飲料水、LPG,発電機等の確保)
- *指定避難場所への移動→移動ルートの確認や輸送班の設置

② 災害時、地区災害対策本部とは別に自治会内に「当該自治会の対策本部」などを設置すると円滑な行動や関係者間での情報共有化に役立つものと思われる。

③ 災害時要援護者への対応

- *市の「災害時要援護者支援制度」も利用しながら、各自治会で行っている「みまもり会議」等を通して、民生委員や福祉協力員と連携して対象者の把握に努める必要がある。
- *一方で、みまもり対象者に非自治会員が多く含まれる現状があり、各自治会でも対応に苦慮していると思われるが、災害の場合は命に係ることでもあるので、人道的立場から会員と分け隔てなく対処すべきである。
- *清原地区内には外国人住民も多いことから、日頃からのコミュニケーションを通じて状況を把握しておく必要がある。

④ その他

- *各自治会で、出前講座の実施や県防災館での疑似体験、総合防災訓練への積極的参加など防災意識の向上に努めましょう。

※ 参考

- 県警察では、災害時に救出救助活動に必要な災害情報を効果的に収集するため「栃木県警察地域災害等情報提供依頼制度」を発足しました。
この情報提供依頼制度の実施に向けて清原交番連絡協議会会員あてに依頼されております。(自宅周辺の視認できる範囲の災害情報提供が求められています。)